平成２６年（フ）第１３号
川崎市麻生区白鳥２丁目２番17―609号
債務者　深堀砂登美
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１６号
川崎市中原区今井西町123番地　ミナトヤマンション402、前住所川崎市中原区木月２丁目17番１号　ＥＸＹビル１Ｆ　ＢＡＲＢＥＲｂｅ内
債務者　松尾　　裕
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１７号
川崎市多摩区長沢４丁目４番５号　ＫＥＩハイツ102、前住所川崎市麻生区東百合丘３丁目１番14―413号
債務者　横山　虎雄
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１８号
川崎市川崎区観音１丁目７番14―302号　クレッセント観音町
債務者　本田　　浩
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１９号
川崎市麻生区細山３丁目21番６号
債務者　川前貴美子（旧姓石沢）
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１８５号
横浜市戸塚区名瀬町1566番地　太陽の國
債務者　岡崎　正吉
成年後見人　遠峰俊一郎
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９２号
横浜市鶴見区諏訪坂17番19号　ヒルズ諏訪坂202
債務者　藤井　茂男
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９５号
横浜市南区日枝町３丁目87番地１　ランドシティ横濱ＳＯＵＴＨリバーサイド505号
債務者　西本　智美（旧姓大江）
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５２号
東京都西東京市西原町４丁目10番４―103号
債務者　菊地　謙一
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４８号
静岡市清水区袖師町564番地の５
債務者　佐藤　　徹
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月21日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５１号
静岡市葵区羽鳥５丁目７番36号
債務者　山田　敦巳
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月21日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９号
釧路市鶴野東３丁目24番15号
債務者　今井　謙一
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第３号
栃木県栃木市平井町430番地１、従前の住所
栃木県栃木市平井町525番地
債務者　青木　基祐
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第１３２６号
埼玉県さいたま市桜区田島４丁目37―３―405
債務者　渡邉美代子
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３３６号
東京都練馬区貫井４丁目10―３―103
債務者　赤松　由美
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部